2026年11月９日

各　位

会 社 名　　株式会社ノースサンド
代表者名　　代表取締役社長　CEO　前田　知紘
（コード：446A、東証グロース市場）
問合せ先　　取締役　CFO　小久江　省隆
（TEL. 03-6263-0452）

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年11月９日開催の取締役会において、当社株式の売出し（以下、「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更につき承認いただいております。詳細につきましては、本日公表の「東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更承認に関するお知らせ」をご参照ください。

記

１．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

（１）	売出株式の種類及び数	当社普通株式	10,956,600株
（２）	売出人及び売出株式数	前田　知紘	4,200,000株
		株式会社グーニーズ	2,400,000株
		佐々木　耕平	1,800,000株
		加藤　博己	978,300株
		小松　亮太	978,300株
		河野　智晃	600,000株
（３）	売出価格	未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年11月17日（火）から2026年11月20日（金）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）	
（４）	売出方法	売出しとし、大和証券株式会社（以下、「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。	
（５）	申込期間	売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の２営業日後の日まで。	

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

（6） 受　渡　期　日　　売出価格等決定日の５営業日後の日
（7） 申 込 証 拠 金　　１株につき売出価格と同一の金額とする。
（8） 申 込 株 数 単 位　　100 株
（9） 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役社長　前田　知紘に一任する。
(10) 引受人の買取引受けによる売出しについては、2026 年 11 月 9 日（月）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

２．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞２．を参照のこと。）

（1）	売出株式の種類及び数	当社普通株式　1,643,400 株 なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
（2）	売出人	大和証券株式会社
（3）	売出価格	未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
（4）	売出方法	引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より 1,643,400 株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。
（5）	申込期間	引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
（6）	受渡期日	引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
（7）	申込証拠金	１株につき売出価格と同一の金額とする。
（8）	申込株数単位	100 株
（9）		売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役社長　前田　知紘に一任する。
(10)		オーバーアロットメントによる売出しについては、2026 年 11 月 9 日（月）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

＜ご参考＞

１．売出しの目的

当社は、2015年の創業以来、「人間力を重視するコンサルティング会社」として、単なる課題解決にとどまらず、お客様の感情に寄り添いながら、世の中にまだない新しい価値を提供することを目指し、事業成長及び経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当社は、2025年11月21日に東京証券取引所グロース市場へ上場いたしました。これに伴う信用力及び認知度の向上を背景に、優秀な人材の採用が進むとともに、新規顧客の獲得及び既存顧客との関係深化も進展しており、事業基盤の拡充につながっております。こうした状況を踏まえ、当社は、創業以来掲げてきた理念を中長期的かつ持続的に実現するため、東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更に向けた準備を進めてまいりました。

本売出しは、本日承認を受けた東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更を機に、より幅広い投資家の皆様に当社株式を保有いただく機会を提供するとともに、当社株式の流動性向上を図ることを目的として実施するものであります。

当社は、今後も、プライム市場上場会社として、コーポレート・ガバナンスの一層の充実、情報開示の拡充及び株主・投資家の皆様との建設的な対話を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

２．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「２．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

出しは、前記「１．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、1,643,400株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2026年12月18日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2026年12月18日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から大和証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

３．ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社グーニーズ、加藤博己、小松亮太及び河野智晃並びに当社株主である株式会社ファン、株式会社リーフ及び株式会社ノーヴェは、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付、売出価格等決定日現在において残存する当社の新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付、並びにストック・オプションとしての新株予約権の発行又は株式報酬制度に基づく当社普通株式の交付等（行使期間の開始日又は当社普通株式の交付日がロックアップ期間の最終日の翌日以降であるものに限り、かつ対象となる当社普通株式の総数の合計が、当該新株予約権の発行日又は当該当社普通株式の交付日の前日における当社の発行済株式総数（潜在株式数を含む。）の１％を超えないものに限る。）を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。